特定非営利活動法人

ＩＴコーディネータ協会

定　款

平成１２年１０月３１日　　制定
平成１３年１１月２９日　　改定
平成１７年１０月２８日　　改定
平成１８年１１月２７日　　改定
平成２１年１１月１１日　　改定
平成２４年　６月２２日　　改定
平成２５年１０月２１日　　改定
平成２８年　６月１７日　　改定

定款目次

第１章 総　則
名　称 …… １頁
事務所 …… １頁
目　的 …… １頁
特定非営利活動の種類 …… １頁
事業の種類 …… １頁

第２章 会　員
種　別 …… １頁
入　会 …… ２頁
会　費 …… ２頁
会員の資格の喪失 …… ２頁
退　会 …… ２頁
除　名 …… ２頁
拠出金品の不返還 …… ３頁

第３章 役　員
種別および定数 …… ３頁
選任等 …… ３頁
職　務 …… ３頁
任期等 …… ４頁
欠員補充 …… ４頁
解　任 …… ４頁
報酬等 …… ４頁

第４章 会　議
種　別 …… ４頁
総会の構成 …… ４頁
総会の権能 …… ５頁
総会の開催 …… ５頁
総会の招集 …… ５頁
総会の議長 …… ５頁
総会の定足数 …… ５頁
総会の議決 …… ５頁

総会での表決権等　……　６頁
総会の議事録　……　６頁
理事会の構成　……　６頁
理事会の権能　……　６頁
理事会の開催　……　６頁
理事会の招集　……　６頁
理事会の議長　……　７頁
理事会の議決　……　７頁
理事会の表決権等　……　７頁
理事会の議事録　……　７頁

第５章 資　産
構　成　……　７頁
区　分　……　８頁
管　理　……　８頁

第６章 会　計
会計の原則　……　８頁
会計区分　……　８頁
事業年度　……　８頁
事業計画及び予算　……　８頁
暫定予算　……　８頁
予備費　……　８頁
予算の追加及び更正　……　８頁
事業報告及び決算　……　９頁
臨機の措置　……　９頁

第７章 定款の変更、解散及び合併
定款の変更　……　９頁
解　散　……　９頁
残余財産の帰属　……　９頁
合　併　……　９頁

第８章 公告の方法
公告の方法　……　９頁

第９章 事務局
事務局の設置　……１０頁
職員の任免　……１０頁

組織及び運営　……１０頁

第１０章　雑則
附　則　……１０頁
（別表）（設立当初の役員）

特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人ＩＴコーディネータ協会という。

（事務所）

第２条　　この法人は事務所を東京都文京区におく。

（目　的）

第３条　　1999 年６月、通商産業省産業構造審議会情報産業部会 情報化人材対策小委員会の中間報告「戦略的情報化投資による経済再生を支える人材育成」において「戦略的情報化投資活性化のための環境整備の試み」が提唱された。

この法人は、かかる提言の趣旨を踏まえ、戦略的な情報化投資に熱意と意欲を持つ不特定多数のものに対して支援活動を行うとともに、カリキュラムの提案、資格の認定等を通じてＩＴコーディネータの育成、普及を図り、もって企業や団体の経営活動における情報技術活用の浸透と、それに基づく国際競争力の維持、ひいては活力ある経済社会の発展など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)社会教育の推進を図る活動

(2)国際協力の活動

(3)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動に係わる事業を行う。

(1)情報化投資に関する普及・啓蒙事業

(2) ＩＴコーディネータの育成事業

(3) ＩＴコーディネータの資格認定事業

(4)情報化投資に関する研究開発事業

(5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会　員

（種　別）

第６条　　この法人の会員は、次の４種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)運営会員　この法人の目的に賛同して入会した個人、及び法人・団体。
(2)個人会員　この法人の目的に賛同して入会した個人。但し議決権は有しない。
(3)賛助会員　この法人の目的に賛同して入会した法人・団体。但し議決権は有しない。
(4)名誉会員　この法人の目的に賛同し活動、支援を依頼する個人、及び法人・団体、もしくはこの法人に対し特に功労があった個人、及び法人・団体。但し議決権は有しない。

（入　会）

第7条　運営会員、個人会員及び賛助会員の入会について、特に条件を定めないものとする。

2　運営会員、個人会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3　会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条　名誉会員は会長が推薦し、理事会の過半数の承認を得て入会が認められる。

（会費）

第9条　運営会員、個人会員及び賛助会員は、理事会において別途定める会費を納入しなければならない。

2　名誉会員は、会費の納入を要しない。

（会員の資格の喪失）

第10条　会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。
(2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である法人・団体が消滅したとき。
(3)運営会員、個人会員又は賛助会員が継続して２年以上会費を滞納したとき。
(4)除名されたとき。

（退　会）

第11条　会員は､会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第12条　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第 13 条　既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役　員

（種別および定数）

第 14 条　この法人に次の役員を置く。

(1)理事３名以上６０名以内

(2)監事１名以上３名以内

2　理事のうち１人を会長とする。

3　理事のうち１５人以下を副会長とする。

4　理事のうち若干名の専務理事、及び常務理事を必要時に置く。

（選任等）

第 15 条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　会長及び副会長は、理事の互選とする。

3　専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

4　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）

第 16 条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め指定した順序に従ってその職務を代行する。

3　専務理事は、会長、副会長を補佐し、会長及び副会長がともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、予め指定した順序に従ってその職務を代行する。

4　常務理事は、会長、副会長又は専務理事を補佐し業務を行う。また、理事会から特に委任された事項を審議する。

5　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第 17 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 18 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第 19 条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、総会の議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第 20 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第４章　会　議

（種　別）

第 21 条　この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第 22 条　総会は、運営会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び合併

(3)事業計画及び収支予算

(4)事業報告及び収支決算

(5)役員の選任又は解任

(6)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7)その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 24 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)運営会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)監事が第 16 条第 6 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 25 条　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

2　会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 26 条　総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 27 条　総会は、運営会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の議決するところによる。

（総会での表決権等）

第 29 条　各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した運営会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 32 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第 33 条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の 5 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第 34 条　理事会は、会長が招集する。

2　会長は、前条第 2 号の場合にはその日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第 35 条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第 37 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資　産

（構　成）

第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入
(6)その他の収入

（区　分）
第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種類とする。

（管　理）
第 41 条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第６章　会　計

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）
第 43 条　この法人の会計は、次のとおり区分する。
(1)特定非営利活動に係わる事業会計

（事業年度）
第 44 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第 45 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 46 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）
第 47 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第 48 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 49 条　この法人の事業報告書､財産目録､貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解　散）

第 52 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)運営会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち総会で議決するものに譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条　この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第 55 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第 56 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第 57 条　事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

（組織及び運営）

第 58 条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第１０章　雑　則

第 59 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から最初の事業年度終了後に開催する総会までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１３年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、発起人会の定めるところによる。

6　この法人の設立により、任意団体 IT コーディネータ協会の会員、事業及び一切の財産は、この法人が包括的に承継する。

7　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 9 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

⑴入会金　運営会員（法人・団体）5万円以上（1 口、1口以上）
運営会員（個人）　5万円
個人会員　5万円
賛助会員　5万円（1 口、1口以上）
名誉会員　無料

⑵年会費　運営会員（法人・団体）5万円以上（1 口、1口以上）
運営会員（個人）　3万円
個人会員　2万円
賛助会員　5万円（1 口、1口以上）
名誉会員　無料
但し、平成 12 年度は年会費をとらないものとする。

別　表　　設立当初の役員

役職名	氏　名
会　長	河野　俊二
副会長	大西　孝之
副会長	川北　博
副会長	篠原　徹
副会長	辻　　正
副会長	中島　捷
副会長	野田　俊明
副会長	渡辺　彰三
副会長	和田　英男
理　事	青木　俊
同	有賀　貞一
同	五十嵐孝雄
同	池田　茂
同	石田　守
同	奥原　弘夫
同	尾越　優
同	小高　俊彦
同	金杉　明信
同	河合　輝欣
同	倉重　英樹
同	髙梨　智弘
同	棚橋　康郎
同	冨永　章
同	西岡　郁夫
同	広瀬　勇二
同	船木　隆夫
同	松尾　明
同	松﨑　匡男
同	松島　克守
同	向　　浩一
同	渡邉　要一
監　事	大岡　正明
監　事	川野　佳範